

平成元年 7/19 (1989年)

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111

大切な 時だからこそ **この一票**

参議院(東京都選出)議員選挙

●投票日は7月23日(日)です
●投票時間は
午前7時~午後6時



東京都明るい選挙啓発ポスターコンクール佳作
区立高田中学校2年 関矢 総子さん

▽選挙区選出
▽比例代表選出

投票できる方
①昭和44年7月24日以前に生まれ②平成元年4月4日までに豊島区に転入届を出され、7月4日現在、住民基本台帳に記録されている方
4月5日以降転入届をした方は、前住地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
なお、豊島区外に住所を移した方でも、豊島区の選挙人名簿に登録されていれば、豊島区で投票できます。参議院議員選挙の場合は、住民票抄本の写し等の証明書はいりません。

今年、参議院議員通常選挙の年です。
今回の通常選挙は、昭和22年4月に行われた第1回の通常選挙から数えて、15回目にあたります。

▽選挙区選出
▽比例代表選出

投票の方法
①選挙区選出
個人に投票します。候補者個人名を記入してください。
②比例代表選出
政党に投票します。投票用紙



国民の意見を国政に反映させるための大切な「選挙」です。
自由な意志で、よく考えて投票しましょう。

政治活動用ポスター

選挙の公示日以降は、政治活動用ポスターを貼るなどにはおとくことは公職選挙法違反になります。公示日の前日までにすべて撤去しなければなりません。これは、はった人が責任をも

不在者投票とは
投票は、本人が投票日の当日、投票所へ行ってするものですが、次のような理由で投票所へ行けない方は、不在者投票ができます。棄権することなく、必ず投票しましょう。
①投票日に自分の投票区域外で仕事(出勤、出張、会議、研修など)に従事する方
②投票日にやむを得ない用務で区域外に旅行中または滞在中の方(法事、帰省、保養、結婚式旅行など)
③投票日に疾病、出産などにより、歩行が著しく困難であると予想される方
なお、指定病院等に入院中の方で、投票日に投票所に行けない方は、病院等で不在者投票ができます。また、在宅の重度の身体障害者や戦傷病者で選挙管理委員会の発行する証明書を所有する方は、在宅のまま不在者投票ができます。それ以外の方

には、政党の名称または略称を記入してください。候補者個人名を記入すると無効となります。投票の順序は、①選挙区選出 ②比例代表選出の順です。

「選挙のお知らせ」(はがき)は、7月13日から郵送しています。このお知らせは、乗機防止や本人の確認などのため郵送されています。
もし紛失した場合や何かの間違いで届かなかつた場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、直接投票所の調査係へ申し出てください。

選挙公報の配布

選挙公報は、7月14日(日)朝日、毎日、読売、産経、東京日本経済の各新聞の朝刊に折り込みをして、皆さんに各戸配布しました。
また、これらの新聞を購読していない方のために、区の施設や駅などにも置きますので、ご利用ください。(裏面参照)

投票所へ行ってはいけない方は、次のような理由で投票所へ行けない方は、不在者投票ができます。棄権することなく、必ず投票しましょう。
①投票日に自分の投票区域外で仕事(出勤、出張、会議、研修など)に従事する方
②投票日にやむを得ない用務で区域外に旅行中または滞在中の方(法事、帰省、保養、結婚式旅行など)
③投票日に疾病、出産などにより、歩行が著しく困難であると予想される方
なお、指定病院等に入院中の方で、投票日に投票所に行けない方は、病院等で不在者投票ができます。また、在宅の重度の身体障害者や戦傷病者で選挙管理委員会の発行する証明書を所有する方は、在宅のまま不在者投票ができます。それ以外の方

投票所へ行ってはいけない方は、次のような理由で投票所へ行けない方は、不在者投票ができます。棄権することなく、必ず投票しましょう。
①投票日に自分の投票区域外で仕事(出勤、出張、会議、研修など)に従事する方
②投票日にやむを得ない用務で区域外に旅行中または滞在中の方(法事、帰省、保養、結婚式旅行など)
③投票日に疾病、出産などにより、歩行が著しく困難であると予想される方
なお、指定病院等に入院中の方で、投票日に投票所に行けない方は、病院等で不在者投票ができます。また、在宅の重度の身体障害者や戦傷病者で選挙管理委員会の発行する証明書を所有する方は、在宅のまま不在者投票ができます。それ以外の方

投票所へ行ってはいけない方は、次のような理由で投票所へ行けない方は、不在者投票ができます。棄権することなく、必ず投票しましょう。
①投票日に自分の投票区域外で仕事(出勤、出張、会議、研修など)に従事する方
②投票日にやむを得ない用務で区域外に旅行中または滞在中の方(法事、帰省、保養、結婚式旅行など)
③投票日に疾病、出産などにより、歩行が著しく困難であると予想される方
なお、指定病院等に入院中の方で、投票日に投票所に行けない方は、病院等で不在者投票ができます。また、在宅の重度の身体障害者や戦傷病者で選挙管理委員会の発行する証明書を所有する方は、在宅のまま不在者投票ができます。それ以外の方

不在者投票の方法

選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ行って、直接その場で「不在者投票申請書」の交付を受け、投票用紙の交付を受け、投票することができます。その際、印章をお持ちください。
詳しいことは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。


場所	豊島区選挙管理委員会事務局(東池袋1の20の10 区民センター2階。豊島公会堂隣り)
日時	7月22日(日)までの午前8時30分~午後5時(土曜日同向)

不在者投票の受付期間は、次のとおりです。
は一般の方と同様を扱います。

投票所施設の出入口にスロープを設置します。
車いすなどで投票所にこられる方のために、段差解消用スロープを設置します。また、この配が急なスロープの場合には、投票所の係員に遠慮なく申し出てください。

選挙区選挙 候補者個人に投票します。

投票用紙には、候補者個人名を記入してください。



比例代表選挙 (旧全国区)


投票用紙には、政党の名称または略称を記入してください。



●比例代表選挙とは
昭和58年の参議院議員選挙から、参議院全国区制が改正され、比例代表選挙となりました。
比例代表選挙は候補者個人ではなく政党に投票する選挙です。
①投票は政党名で、候補者名を書くとは無効です。
投票用紙には政党の名称または略称を記入します。候補者個人名を記入すると無効です。
②政党の選択は、候補者名簿や政策をよく見て。

立候補は政党(政治団体)が候補者名簿を提出して行います。個人による立候補は認められません。
③選挙運動は政党が、候補者個人ではできません。
④当選者は、各政党の得票数に比例して決まります。
当選人数は、各政党の得票数に比例して配分されます。当選人は、各政党の候補者名簿に記載された順位により、上位から順に決まります。

新しき有権者に
ならねばならぬ
最近、各種選挙の投票率の低下が問題になっています。
その中でも、特に20歳代、30歳代の若い方々の投票率が著しく低くなっています。棄権することなく責任ある一票を生かしましょう。



投票の呼びかけ
①投票日の前日および当日の午前11時30分(午後3時30分、午後5時30分)

街頭啓発活動にご協力ください
参議院議員選挙に向けて、明るい選挙の推進と投票日の周知や棄権防止の呼びかけをするため、明るい選挙推進協議会が池袋駅周辺など区内11カ所で7月20日に街頭啓発活動を行います。ご協力をお願いします。

選挙公報は、あなたの権利です

東池袋1の18の1 東池袋3の13の12 東池袋2の55の6 池袋2の1035 西池袋3の18の10 目白1の7の11 長崎2の27の18 南長崎4の29の10 長崎4の45の6 要町1の42 駒込4の12の3 池袋本町1の12の5 南大塚2の38の1 南大塚2の38の2 要町1の59 東池袋1の39の2 長崎3の6の24 東池袋5の39の18 駒込2の2の2 東池袋3の8の2 池袋2の1001 目白4の31の8 千早町2の32 東池袋1の20の10 北大塚1の15の10 西池袋2の37の4 池袋2の1035 駒込2の2の2 南大塚2の38の1 千早町2の33 要町3の36 東池袋3の15の20 東池袋2の55の6 目白1の7の11	長崎2の27の18 目白5の18の8 池袋本町1の6の12 高田3の38の7 西池袋3の5の12 駒込2の2の4 西長崎2の35の3 南大塚2の36の1 池袋2の1067 池袋本町3の9の4 高田2の11の2 南長崎1の6の1 南長崎6の20の15 要町3の15 高松2の34 上池袋3の13の5 駒込2の1の1 東池袋1の18の1 南大塚3の33の1 目白3の3の1 長崎1の1の22 長崎5の1の1 池袋本町1の36の6 池袋本町4の43の11 又京区大塚4の51の5 東池袋4の4の4 要町1の12 要町3の23 東池袋3の27の7 西長崎3の25の13 西池袋5の10の14 西池袋2の30の20 東池袋1の18の1	豊島区役所 (東池袋1の18の1) 豊島幼稚園 (上池袋2の35の22) 池袋第一小学校 (上池袋4の28の1) 豊成小学校 (上池袋1の18の24) 西長崎小学校 (西長崎1の27の1) 明日中学校 (西長崎4の9の1) 明日小学校 (東池袋5の33の1) 駒込小学校 (駒込3の13の1) 駒込児童館 (駒込2の22の4) 仰光小学校 (駒込5の1の19) 清和小学校 (東池袋3の14の1) 勤労青少年センター (北大塚1の15の10) 東池袋小学校 (南大塚1の24の10) 東池袋事務所 (南大塚2の36の2) 西長崎中学校 (南大塚3の18の1) 大塚台小学校 (東池袋4の40の1) 日出小学校 (池袋2の45の1) 鎌倉谷中学校 (南池袋3の18の12) 高田小学校 (鎌倉谷2の12の1) 高南小学校 (高田2の12の7) 高田中学校 (目白1の1の1)	東池袋1丁目・2丁目(34～63番)・3丁目(2～15番) 上池袋2丁目 上池袋3丁目・4丁目 上池袋1丁目、北大塚3丁目 西長崎1丁目・2丁目 西長崎3丁目・4丁目 東池袋4丁目(27～44番)・5丁目 駒込3丁目・6丁目・7丁目 駒込1丁目・2丁目 駒込4丁目・5丁目、東池袋1丁目(1～33番)・2丁目 東池袋3丁目・4丁目(1～26番) 北大塚1丁目・2丁目 東池袋1丁目(34～49番)入、南大塚1丁目 南大塚2丁目 東池袋2丁目(1～33番)入、南大塚3丁目 東池袋3丁目(1～16番)・23番・4丁目・5丁目 南池袋2丁目・4丁目 南池袋1丁目・3丁目、鎌倉谷3丁目 鎌倉谷1丁目・2丁目 高田1丁目・2丁目 目白1丁目、高田3丁目	目白小学校 (目白2の11の6) 勤労福祉会館 (西池袋2の37の4) 池袋第三小学校 (西池袋3の14の3) 道和中学校 (西池袋4の7の1) 真和中学校 (目白5の24の12) 富士見台小学校 (南長崎1の10の5) 長崎小学校 (長崎2の6の3) 権名町小学校 (南長崎4の30の5) 長崎中学校 (南長崎4の13の22) 大成小学校 (長崎6の16の1) 千早小学校 (千早町3の21) 平和小学校 (千早町2の12) 要町小学校 (要町2の7) 千川小学校体育館 (要町3の41) 高松小学校 (高松2の35) 千川中学校 (高松1の16) 大明小学校 (池袋2の1053) 池袋第五小学校 (池袋4の453) 池袋第二小学校 (池袋本町1の43の1) 文成小学校 (池袋本町4の36の1)	目白2丁目・3丁目 西池袋1丁目・2丁目 西池袋3丁目・5丁目 西池袋4丁目 目白4丁目・5丁目 南長崎1丁目・2丁目 長崎1丁目・2丁目・3丁目 南長崎3丁目(10～42番)・4丁目(24～44番)・5丁目(11～33番)・6丁目(10～38番) 南長崎3丁目(1～9番)・4丁目(1～23番)・5丁目(1～10番)・6丁目(1～9番) 長崎5丁目・6丁目、千早町4丁目 長崎4丁目、千早町3丁目 千早町2丁目 千早町1丁目、要町2丁目 要町3丁目、千川町1丁目・2丁目 高松2丁目・3丁目 要町1丁目、高松1丁目 池袋2丁目・3丁目 池袋1丁目・4丁目 池袋本町1丁目・2丁目 池袋本町3丁目・4丁目
---	--	---	---	---	---

区員の皆さんへお願い
—開票日の区役所事務—
7月24日(月)は、参議院議員選挙の開票日にあたり、区役所では、開票事務に従事しますので、区民の皆さんにご迷惑をおかけすることになります。ご理解をお願いします。区役所にご用の方は、できるだけこの日を避けていただくよう、ご協力をお願いします。

たとえばこんなことも違反になります(公職選挙法)

—花輪や香典・祝儀も違反です—

○お祭りやお慶喜を贈ること



○お祭りのときにお金を寄付したり、お酒などを届けること。
○開店祝いや落成式、起工式などのときに花輪を贈ること。

○出産・入学・卒業・就職などのお祝いにお金や品物を贈ること



○結婚式などのときに、お祝いのお金や品物を贈ること。

○旅行する人にせん別を贈ること



○町内会や老人会などの集いにお金を寄付したり、食物やお酒などを贈ること。

○町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物をさし入れたり、バス代などの費用を負担すること。
○選挙区からの候補者などに食物や飲物を出したり、おみやげなどをあげることに。

政治家や候補者などにお金を使わせないようにしなければなりません。選挙区内の人に寄付をすることは全面的に禁止されています。政治家や候補者は、選挙に関係あるなしにかかわらず、次のような贈物をすると法律違反になります。また、有権者も、政治家や候補者などにこのような寄付を求めることはできません。清廉な政治家を育てるために、有権者も心がけましょう。